

# 第 11 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第11回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子  
会議日時 令和6年8月28日 午後2時00分開会  
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

### 議事日程第1号

日程第1 会期の決定  
日程第2 書記及び議事録署名委員の指名  
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
日程第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第6 議案第3号 農地法2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 10名）

議長	熊谷 玲子君	1番	佐藤 信 君
2番	菊地 久寿君	3番	金野たか子君
4番	及川 和子君	5番	細谷 知成君
6番	鈴木 力男君	7番	及川 建則君
8番	近江カズ子君	9番	中村 亨 君

（農地利用最適化推進委員 10名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	鈴木のり子君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 学 君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	中嶋 敬治君		
[三陸町地区]	綾里地域	根内 孝 君	綾里地域	古内 文人君
	越喜来地域	及川 孝子君		

遅刻者（0名）

欠席者（0名）

早退者（0名）

事務局出席者

局 長	高橋 大介君	局長補佐	佐々木浩久君
係 長	志田 和則君		

午後2時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第11回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

毎日暑い日が続いておりますが、体調はいかがでしょう。無理せず活動してほしいと思います。そして台風の多い時期でもありますので、十分注意して活動してほしいです。簡単ですが、挨拶といたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日の出席の農業委員は10名、推進委員は10名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、高橋事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(高橋大介君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第10回総会以降の経過報告です。7月31日、末崎地区で開催しました令和6年度地域農業を考える座談会に地域担当の委員が出席しました。8月27日、盛町のカメラアホールで開催しました令和6年度大船渡市農業振興対策協議会に熊谷会長が出席しました。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。9月3日、山形市で開催する令和6年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に女性農業委員及び推進委員が参加する予定です。次回の第12回総会は9月30日に開催を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上であります。

○議長(熊谷玲子君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、2番、菊地久寿農業委員、3番、金野たか子農業委員を指名します。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は231㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は7月12日となっております。

次に、番号2、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は1,938㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は7月19日となっております。

次に、番号3、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は計1,905㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は7月10日となっております。

議案書3ページにお進み願います。番号4、登記簿地目は畑、現況地目は畑、宅地及び山林、面積は計3,069㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は7月30日となっております。

次に、番号5、登記簿地目は田及び畑、現況地目は山林及び雑種地、面積は計1,856㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は8月8日となっております。

次に、番号6、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は129㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は7月19日となっております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) はい。

○議長(熊谷玲子君) はい、どうぞ。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) ちょっと教えてください。推進委員の浅野です。1番の方の現況が宅地になっていますよね。それから4番の2行目も現況が宅地になっていますけれども、これはこのまま転用もしないで、このまま受理という形になるのでしょうか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 現状といたしまして、この土地は我々が整備している農地台帳に記載されているので、一旦この届出は受理させていただいておりますが、宅地となっているところにつきましては、原則土地の利用状況に即した形で登記をすべきというのが法律上の取扱いになっておりますので、気が付いたところについては、こちらから登記地目の変更の手続きなどを行うようにということはお伝えはしております。その際に農業委員会からの許可証が必要な場合がありますので、農業委員会にご相談くださいとお伝えしております。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) はい、分かりました。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(中嶋敬治君) 関連していいですか。

○議長(熊谷玲子君) はい、どうぞ。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(中嶋敬治君) 今のお話で、宅地の場合はそういうことであると思うのですが、山林になっている場合は、やっぱり同じように地目変更をしてくださいということは指導する中身なんでしょうか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 我々のほうで、現実的には宅地であるとか駐車場であるとか、明らかに人の手を加えて変えたものについては、これは地目変更して下さいと申し上げるのですが、荒廃して山林になってしまったというものについて、現況というものは税務課職員が見て、どういう状態かというのを見た内容になっているので、家が建つてるとか、明らかな部分については、それは申し上げましたが、今のところは山林とかはお伝えしてはいないところであります。ただ、登記の原則からいけば、もう既に山林となっているようなところについては、山林に登記の地目変更をしたほうが適切というような運用になるかと思えます。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(中嶋敬治君) 分かりました。

○議長(熊谷玲子君) 他に質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第4、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書4ページをお開きください。議案第1号、農地法第4条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目も同じく畑、面積は359㎡。

転用目的は露天駐車場にするためということで、近隣の住民から駐車場として貸してほしいという要望があり、貸駐車場として利用したいというものでございます。

当該農地は、第3種農地、住宅地の中にある農地という分類になると判断しています。

この農地ですが、先月の総会で当該地の東側の土地を適用外と判断した土地になります。この土地の取り扱いについて相談を受けた段階で、東側の土地を宅地にする考えがあると、ここに居宅を建てる考えがあるとのことだったのですが、それがいつになるのか分からないとのことで、とりあえず現状駐車場として使っているという事実がありましたので、駐車場としている部分は適用外証明ということで処理をするとの判断を事務局でしていたところです。その段階で宅地化するといった際には、今回4条申請している土地を駐車場として近隣の人たちにお貸しする予定とのお話しを伺っておりました。これもいつからそうするか分からないとお話しだったのですが、今般、駐車場とするとのことで申請があが

ってきたところでございます。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、大船渡地区大船渡地域、佐藤幾子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員(佐藤幾子君) 推進委員の佐藤です。議案第1号、農地法第4条申請1番について、聞き取りと現地確認を実施したので報告いたします。

8月23日午前11時頃に、申請人の息子に電話を掛け、お話を伺いました。先月の総会で審議され、許可の決定が出された土地に隣接する所有地を前回分とあわせて、今回敷地を一体化して砂利敷きにして区割りのライン等を引いて駐車場として整備したいとのことでした。先ほど事務局からも説明がありましたが、コンクリート敷きにはしないということで、砂利敷きにこだわったようです。

当該地の周囲は住宅地で、農業に影響がでることはないと判断しております。よろしく、ご審議をお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書5ページになります。議案第2号、農地法第5条の規定によりの許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は2ページをあわせてご覧ください。登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は791㎡。権利種別は売買。

転用の目的ですが、太陽光パネルを設置して発電所として利用したいとのごことでございます。

転用の理由は、当該地は良好な日射量や整地費用等が安価なため条件の良い土地であり、太陽光発電所として利用したいとのごことでございます。なお、地図をご覧くださいのようですが、今回申請になっている土地は、地図の真ん中の斜線を引いた部分だけになりますが、斜線の下の部分、こちらは農地となっていない土地であります。実際、太陽光発電

の敷地といたしましては、ここまで使って 1,000 m<sup>2</sup>を超える形で発電所を運用したいとの計画になっております。

それから、こちらの土地ですが、近隣に小学校及び中学校がございまして、宅地化が進んでいるという条件に合致しますので、第3種農地と判断しております。大きな支障がなければ転用の許可ができるという区分になっております。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について、大船渡地区末崎地域、鈴木のり子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員(鈴木のり子君) 推進委員の鈴木です。議案第2号、農地法第5条の規定による申請について、8月24日、土曜日の午前9時から現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告をいたします。立会は譲渡人、譲受人は県外ということで電話で対応しました。

現況は、農地の北側の一部に柿の木が5、6本植えられております。そして、草刈り管理された休耕地です。

隣接する周辺の状態ですが、申請地の西側は市道、北側は耕作されている農地、東側は草刈り管理された休耕地、南側は非農地となっております。先ほど事務局の説明にありましたとおり、太陽光発電を一緒にやる土地のようです。

申請に至った経緯ですが、譲受人から譲渡人の農地が良好な日射量で、平坦な土地で整地費用が安価なので、太陽光発電所の敷地として利用したいとの申し出がありました。譲渡人には以前、耕作していた土地があったのですが、そこは数年前に非農地化というか、耕作しておりません。今回の農地も転用を考えたところだったようです。譲渡人は譲受人の申し出を受けて、今回申請に至ったところです。

この農地は平坦な場所であり、太陽光パネルを設置しても、隣接している周辺の農地には特には影響はないものと考えられます。報告は以上です。ご審議をお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

○1番(佐藤信君) はい。

○議長(熊谷玲子君) 1番、佐藤委員。

○1番(佐藤信君) 1番の佐藤です。一点確認ですが、周りに宅地がありますが、太陽光パネルを設置すると意外と反射の光だったり気になるところってあると思うのですが、周りの宅地には影響がなさそうでしょうか。

○大船渡地区末崎地域推進委員(鈴木のり子君) 私の判断と言えば、大丈夫と思いました。民家もきっちり側ではありませんし、結構あの辺は離れておりますし、大丈夫と思って判断しました。以上でよろしいですか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 地図で分かりにくいところと思うのですが、南側に向か

って土地が高くなっている形になっております。影響が出るとするならば、もしかしたら北側のところになるという気がするのですが、太陽光発電の開発にあたりましては、近隣の方々にそれらのことを説明したうえで、開発を進めるということが原則になっておりますので、その部分については業者のほうで配慮するものと我々のほうでも考えております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 他に質疑、意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第6、議案第3号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書6ページになります。議案第3号、農地法の運用について第4(2)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本委員会で判断するため審議し決定するものです。

議案書7ページにお進みください。番号1、地図は3ページとあわせてA4縦のカラー写真2枚が入っております、参考資料をご覧いただきたいと思います。台帳地目は畑、現況地目は雑種地、農振農用地域区分につきましては農振農用地区域にある農用地というものになります。登記簿面積は1,670㎡。

耕作状況ですが、その他となっておりますが、ここ20年ほどは耕作していないと使用者の方からは伺っております。所有者はAで、加えて説明させていただきますが、地図の3ページをご覧ください。こちらの地図の真ん中のBではなくて、この地図のちょうど南側の下、Aと書いてあります、ここにお住いの方が所有者になります。ただし、こちらの土地を利用しているのは、この土地に囲まれたエリアにあるBの宅地になっていますが、こちらの方が庭として利用しているとのことでございます。

A4縦の写真をご覧いただきたいんですが、家の前の写真がございます。ちょっと分かりにくいのですが、木がある方向に向かって土地が下がっているような地形になっております。それから家の裏側、地図でいうと北西側になりますが、こちらにつきましては、木々が生い茂って原野化しているのを見てきております。利用者のBと所有者のAの間で、この土地について所有権移転をしたいというお話しがあったようで、それに伴って農地として使う予定がないということで、今回の議題になったところでございます。説明は以上で

す。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、当該地の現況について説明をお願いします。議案第3号について、6番、鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○6番(鈴木力男君) 6番、鈴木です。議案第3号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について申請人より聞き取りと現地確認した結果を報告します。

8月26日に申請人の代理人より申請に至った経緯を聞き取り調査し、対象農地の現地確認を実施しました。耕作を辞めた時期は20年くらい経っているということで話しており、辞めた理由としては日陰で悩まされたことや、傾斜地のため農作業をするのも大変だったためとのことでした。

自宅の正面は草が生茂り、裏側は雑木林となっていて、農地への現況回復は不可能と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号について、本委員会において「農地」に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号の「農地」に該当するか否かの判断については、本委員会において「農地」に該当しないことに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これもちまして、第11回総会を閉会いたします。

午後2時32分閉会